令和元年12月2日総務部職員課

# 江東区職員の退職手当に関する条例の一部改正について (概要)

| 項目      | 条例   | 内 容                       |
|---------|------|---------------------------|
| 改正の趣旨   |      | 地方公務員法の一部改正により新たに会計年度任用   |
|         |      | 職員制度が創設されること等に加え、特別区人事委員会 |
|         |      | の勧告等に基づく職員の給与改定を踏まえ、条例の一部 |
|         |      | を改正する。                    |
| 支給対象    | 第2条  | 退職手当の支給対象となる職員の範囲について改正   |
|         |      | を行う。                      |
|         |      | 常時勤務に服することを要しない者のうち退職手当   |
|         |      | の支給対象となる職員とみなすものの要件を改めると  |
|         |      | ともに、当該職員とみなすものから地方公務員法第22 |
|         |      | 条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員を除く  |
|         |      | 旨規定を整備する。                 |
| 附則(当初制定 | 第10条 | 令和2年1月1日から同年3月31日の間における定  |
| 附則関係)   |      | 年退職者等の退職手当の基本額に係る激変緩和措置に  |
|         |      | ついて定める。                   |
| 附則      |      | 公布の日から施行し、第2条の規定は令和2年4月1  |
|         |      | 日から施行する。                  |
|         |      | なお、附則において経過措置を定める。        |

現行

改正案

#### 第1条 (略)

(支給対象)

第2条 退職手当の支給を受ける者は、区に常時 勤務する職員で次の各号に掲げる者とする。

(1) (略)

(2) 給与条例第23条に定める給与を支給される職員のうち、その勤務形態が前号の職員に準ずる職員で区長が定める者

(3) (略)

- 2 常時勤務に服することを要しない者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日が引き続いて6月を超えるに<u>至った</u>もので、その超えるに<u>至った</u>日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているもの<u>で区長が定める者</u>は、前項の職員とみなす。
- 3 前2項の規定にかかわらず、地方公務員法 (昭和25年法律第261号)第28条の4第 1項、第28条の5第1項又は第28条の6第 1項若しくは第2項の規定により採用された 職員には、退職手当は支給しない。

第3条~第24条 (略)

附則

第1条~第9条 (略)

(加える)

### 第1条 (略)

(支給対象)

第2条 退職手当の支給を受ける者は、区に常時 勤務する職員で次の各号に掲げる者とする。

(1) (略)

(削る)

(2) (略)

- 2 常時勤務に服することを要しない者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日が<u>18日以上ある月が</u>引き続いて6月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、前項の職員とみなす。ただし、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、地方公務員法第 28条の4第1項、第28条の5第1項又は第 28条の6第1項若しくは第2項の規定によ り採用された職員には、退職手当は支給しない

第3条~第24条 (略)

附則

第1条~第9条 (略)

(令和2年1月1日から同年3月31日までの間 に退職する者の退職手当の基本額に係る経過措 置)

第10条 令和2年1月1日から同年3月31 日までの間(以下「特定期間」という。)に退職し、第6条第1項及び第7条第1項の規定の適用を受ける者に対して支給する退職手当の基本額に係るこれらの規定に規定する退職日給料月額については、江東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和元年 月江東区条例第 号。以下「一部改正給与条例」という。)及び江東区立幼稚園教育職員の給与

- に関する条例の一部を改正する条例(令和元年 月江東区条例第 号。以下「一部改正幼稚 園教育職員給与条例」という。)による改正が なかったものとみなした場合におけるその者 の退職日給料月額とする。
- 2 特定期間に退職し、第7条の4第1項の規定 の適用を受ける者(同項各号の規定により、第 5条の規定により計算することとなる者を除 く。)に対して支給する退職手当の基本額に係 る同項に規定する退職日給料月額及び特定減 額前給料月額については、一部改正給与条例及 び一部改正幼稚園教育職員給与条例による改 正がなかったものとみなした場合におけるそ の者の退職日給料月額及び特定減額前給料月 額とする。
- 3 特定期間に退職し、第9条第2項の規定の適 用を受ける者(同項の規定により、第5条の規 定により計算することとなる者を除く。)に対 して支給する退職手当の基本額に係る同項に 規定する退職時に受けていた教職調整額の額 については、一部改正幼稚園教育職員給与条例 による改正がなかったものとみなした場合に おけるその者の退職時に受けていた教職調整 額の額とする。

附 則

## (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、 第2条の改正規定は、令和2年4月1日から施 行する。

## (経過措置)

2 この条例による改正後の第2条第2項の規 定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退 職手当について適用し、同日前の退職に係る退 職手当については、なお従前の例による。